

地域医療提供体制検討委託業務公募型プロポーザル審査要領

地域医療提供体制検討委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「地域医療提供体制検討委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 基本的な考え方 20 点
- (2) データの分析と取りまとめ 20 点
- (3) 機能分化・連携体制構築検討支援 20 点
- (4) 実施体制及びスケジュール 20 点
- (5) 経費見積 10 点
- (6) 類似事業の実績 10 点

3 審査委員会の設置

参加者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所（予定）

日時：令和 7 年 5 月下旬～6 月上旬（決まり次第お知らせします。）

場所：決まり次第お知らせします。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は、1 参加者 30 分までを基本としますが、参加申込の状況によっては、時間を変更することがあります。

イ 日時、場所は、別途お知らせします。

ウ 各参加者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンター

ションに対する審査を行います。

- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の評価点数を集計後、得点の高い者から順に候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 各審査委員の採点の合計が、総合点数の5割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としません。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
基本的な考え方	・高知県の医療提供体制の実情や課題を十分理解しているか。 ・業務の背景と目的が理解され、その実現に有効な提案内容となっているか。	20 点
データの分析と取りまとめ	・データの分析方法、現状把握及び課題の抽出の方向性等について、具体的かつ適切な提案となっているか。 ・分析データや課題を取りまとめ、わかりやすい形で提示できるか。 ・各区域における協議を調べていくための手法が実効性ある内容となっているか。	20 点
機能分化・連携体制構築検討支援	・他の区域のモデルとなるような地域医療連携推進法人の取り組みを推進していくにあたって、必要な技術的支援を行える体制を備え、具体的かつ適切な提案となっているか。	20 点
実施体制及びスケジュール	・企画の内容を実現するにあたって、必要なノウハウや経験をもった人材が配置されているか。 ・実行可能な計画的なスケジュールとなっているか。	20 点
経費見積	・積算内訳及び根拠が明確に示されているか。 ・見積額が企画提案内容に対して、妥当な金額となっているか。	10 点
類似事業の実績	・類似の業務実績があり、今回の業務に活かすことができるか。	10 点